

重点計画-2006

(平成 18 年 7 月 26 日 IT 戦略本部)

－厚生労働省関係抜粋－

目次

- I 基本的な方針
 - II IT 新改革戦略を推進するための政策
- 1. IT の構造改革力の追求
 - 1. 1 IT による医療の構造改革
－生涯を通じた自らの健康管理、レセプト完全オンライン化－
 - ① 医療分野等の横断的なグランドデザインの策定
 - ② 健康情報を活用した高度な予防医療の支援と医療機関による質の高い医療の実現
 - ③ レセプトの完全オンライン化の実現
 - ④ 医療におけるより効果的なコミュニケーションの実現
 - 1. 5 世界一便利で効率的な電子行政
－オンライン申請率 50% 達成や簡素で効率的な政府の実現－
 - ① 利便性・サービス向上が実感できる電子行政の実現
 - ※ 公共分野における IC カードの導入のあり方等の検討
 - 1. 7 生涯を通じた豊かな生活
－全ての人が元気で豊かに活動できる社会の実現－
 - ① 2010 年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の 2 割を実現するなど、一人ひとりが適材適所で最大限能力を発揮できる社会を実現
 - ② 2010 年度までに IT を活用した生涯学習の受講者率を倍増
 - ③ 地域で支える福祉・介護・育児の基盤整備と少子高齢社会を支える新たな技術の開発
 - 2. IT 基盤の整備
 - 2. 1 ユニバーサルデザイン化された IT 社会
－誰もが安心して利用でき、その恩恵を享受できる IT 開発の推進－

① 情報アクセス・コミュニケーションのユニバーサル化の実現

I 基本的な方針

II IT新改革戦略を推進するための政策

1. ITの構造改革力の追求

1. 1 ITによる医療の構造改革

—生涯を通じた自らの健康管理、レセプト完全オンライン化—

【基本的な考え方】

e-Japan 戦略Ⅱの策定以降、医療分野の情報化については先導的 7 分野の一つとして位置づけ重点的に取り組んできたところであるが、情報化の状況は未だ低いレベルに止まっているのが現状である。今後の高齢化社会の進展等により、国民医療費の急速な伸びが予想される中、ITの構造改革力を最大限に発揮し、疾病の予防、医療の質の向上と効率化、医療費の適正化及び医療格差の解消を図ることが緊急の課題となっている。

第一に、医療の情報化を通じて集積される診療情報、健診結果及びレセプトデータ等の健康情報を有効に活用し、疾病の予防、医療の質の向上と効率化を進める必要がある。その方策としては、生涯を通じた個人自らの健康管理への活用や、健康情報を匿名化するなど個人情報保護に配慮した上で、全国規模での統計的、疫学的な分析の実施及び医療機関による IT を活用した医療連携等が考えられる。このため、情報化に係る標準の整備、医療情報システムの導入コストの低減や IT を活用した医療連携の奨励策の採用など、実現に向けた取組みを積極的に進めてい

第二に、医療の情報化の促進により事務管理経費を削減し、医療費の適正化を進める必要がある。例えば、レセプトについては、現在、複雑な診療報酬計算を行う必要があること、及び請求のほとんどが紙で処理されていることから、医療保険事務の高コスト化を招く結果となっている。このため、医療機関等から審査支払機関への請求については、厚生労働省令を改正するなど、遅くとも 2011 年度当初からの原則オンライン化への道筋をつけたところであるが、引き続き医療機関・審査支払機関・保険者の間のレセプトの完全オンライン化に向けた取組を強化し

第三に、離島・山間地域といった遠隔地と都市部との間での医療の地域間格差、日中と夜間や休日といった時間帯における医療体制の格差を解消していく必要がある。このため、遠隔医療の実証実験等を行うなど、遠隔医療や地上デジタルテレビ放送等を活用した緊急時対応の実現に向けた取組を進める必要がある。

これらの課題のもと、医療・健康・介護・福祉分野の情報化に関する横断的なグランドデザインを速やかに策定した上で、まず医療の情報化の共通基盤である安全かつ安価な大容量ネットワークの構築や、医療機関・従事者・患者等の認証の仕組みの確立等に着実に取り組む。また、ITを活用した医療連携により質の高い医療を実現しようとする地域レベルの取組みについて積極的に支援するとともに、このような取組みを全国レベルに広げていくための施策を重点的に進めていく。

①医療分野等の横断的なグランドデザインの策定

医療・健康・介護・福祉分野全般にわたり有機的かつ効果的に情報化を推進する。

【具体的施策】

- (1) 情報化推進体制の整備と情報化グランドデザインの策定（厚生労働省）
医療・健康・介護・福祉分野の全般にわたる IT 政策を統括する体制のもと、2006 年夏までに医療・健康分野における情報化のグランドデザインについて一定の整理を行う。更に、有識者の専門的知見を活用し、関係省庁との連携を図りながら検討を進め、医療・健康・介護・福祉分野の横断的な情報化のグランドデザインを 2006 年度末までに策定する。

② 健康情報を活用した高度な予防医療の支援と医療機関による質の高い医療の実現

2010 年度までに個人の健康情報を「生涯を通じて」把握できる基盤を作り、国が自らの健康情報を活用し、健康増進に努めることや保険者による高度な保健指の実現を支援する。また、導入目的を明確化した上で、電子カルテ等の医療情報システムの普及を推進し、医療の質の向上、医療安全の確保、医療機関間の連携や国家的健康情報の活用等を飛躍的に促進する。

【具体的施策】

(1) 医療の情報化のための共通基盤の整備

(ア) 医療従事者等の認証基盤の構築（厚生労働省）

医療従事者の公的資格等を確認するために個々の HPKI (Healthcare Public Key Infrastructure:保健医療福祉分野の公開鍵基盤) 認証局が発行する電子署名が、安全かつ円滑に流通するための基盤として、当該認証局が共通の HPKI 証明書ポリシーに準拠していることを示す証明書を発行するルート認定局を 2006 年度までに構築し運用を開始する。

(イ) 安全かつ安価な大容量ネットワーク構築とそのための技術開発（総務省、厚生労働省、経済産業省）

2008 年度までに、健康情報の安全・円滑な流通を実現するため、IP 層での暗号化技術を活用し、必要時のみ通信経路を確保する技術を重点的に開発する。また、安全かつ円滑に健康情報を流通させるためにネットワークに求められるセキュリティ要件等について 2007 年度までに明確化する。さらに、医療・福祉等の分野における公共ネットワークなど既存のネットワークの活用に向け、セキュリティ要件を担保したネットワーク間接続等の取組を進める。

(ウ) 医療・介護・年金等の公共分野における IC カードの導入のあり方等の検討（厚生労働省及び関係府省）

医療・介護・年金等の分野における IC カードの導入について、公共分野における IC カードの導入のあり方等の検討（後掲 1. 5 「世界一便利で効率的な電子行政」①（1）（ク）参照）と連動しつつ検討を行い、2007 年夏までに結論を得る。

(エ) 医療の情報化に係る標準化の推進（厚生労働省、経済産業省）

医療機関等における健康情報の授受に係る標準化について、施設内の各シ

システム間の相互運用性を確保するための標準及び施設間の情報交換・共有を確保するための標準の整合が図られるよう、同一の規約等に基づき推進する。

(2) 病院内、地域内の医療情報システムの構築およびその相互接続の推進

(ア) 医療機関の情報化の評価指標の整備（厚生労働省）

医療機関の機能、規模、特性等を考慮して、目的に応じた情報化の必要性和活用度を適切に評価するための指標（評価系）を 2007 年度までに開発する。

(イ) 大規模医療機関内の情報化支援（厚生労働省、経済産業省）

大規模医療機関内における情報化を促進し、統合系医療情報システムを 200 床以上のほとんどの導入する（400 床以上は 2008 年度まで、400 床未満は 2010 年度まで）。また、医療情報システムの普及促進等に向け、医療情報システムにおけるデータフォーマット及びデータ交換規約に関する標準化とこれら標準の医療情報システムへの標準搭載を 2006 年度より開始する。また、疾病名等に関する標準コードの整備を 2007 年度までに整備する。さらに、医療情報システムのサブシステム間の相互運用性を確保するため、医療情報システムベンダー

(ウ) 小規模医療機関内の情報化支援（厚生労働省）

小規模な医療機関の電子化を促進し面的な医療連携促進を図るため、標準のデータフォーマット及びデータ交換規約に準拠した小規模医療機関用のソフトウェアを開発する。

(エ) 地域における医療機関間の情報連携の促進（厚生労働省、文部科学省、経済産業省）

テキスト情報や画像情報等の診療情報を必要に応じて医療機関間で送受信し診療に活用するなど質の高い医療を実現しようとする地域の医療機関に対し、その取組みを支援する。また、その為に必要な標準化や技術開発に取り組む。

(オ) 医療情報化のための人材育成（厚生労働省）

医療機関に対して情報化に関する助言・指導等を行い、医療情報化インフラの利用価値を高めるため、地方自治体の医療担当部局に CIO を育成するための体制を 2007 年度までに整備する。

(3) 健康情報の全国規模での分析と結果の活用の推進

(ア) 健康情報を高度に分析するための技術の開発（厚生労働省）

収集された健康情報を高度に分析し、医療費適正化や医療支援、疫学的研究等への活用を可能とするため、健康情報用語を多軸型に相互関連付けした用語体系（オントロジー）の開発を 2006 年度より開始する。

(イ) 全国的に収集すべき健康情報のあり方及び分析の仕組みの確立（厚生労働省）

学術的、疫学的活用及び保健医療政策への反映を目的とし、匿名化等個人情報保護に配慮した上で、全国的規模で収集・分析すべき健康情報及び収集

の仕組みについて、(4)(ア)の検討結果と調整を図りつつ、2007年度より検討を進める。

(4) 個人、保険者による予防医療のための情報の集積・活用の推進

(ア) 健診結果及びレセプトデータの収集体制の構築（厚生労働省）

2008年度以降義務化が予定される保険者による健診・保険指導等にむけた取組を進める。このため、保険者が収集・活用すべき健診結果等に関し、標準的な項目、電子データ形式、その収集の体制、並びにレセプトデータ及び診療情報等との連携の進め方について、2006年度より有識者等による議論を進め、2007年度までに結論を得る。その上で、健康情報を管理するデータベースの整備について検討を進める。

(イ) 個人が自ら健康情報を管理し健康管理等に活用するための仕組みの確立（厚生労働省）

個人が健康情報を電子的に入手し、自ら健康管理等に活用できるよう、健康情報入手に関するルール等の仕組みについて、2008年度までに方針を示す。

③ レセプトの完全オンライン化の実現

遅くとも2011年度当初までに、レセプトの完全オンライン化により医療保険事のコストを大幅に削減するとともに、レセプトのデータベース化とその疫学的用により予防医療等を推進し、国民医療費を適正化する。

【具体的な施策】

(1) レセプトの提出及び受領の完全オンライン化の推進

(ア) 医療機関・薬局と審査支払機関の間のレセプトの提出及び受領の完全オンライン化（厚生労働省）

遅くとも2011年度当初からの原則オンライン化を確実に実現するため、医療機関・薬局等への通知・周知等を徹底するとともに、審査支払機関ができるだけ早期にオンライン受領可能となるよう指導する。なお、医療機関・薬局及び審査支払機関が電子媒体又はオンラインで提供及び受領するレセプトは、全項目が分析可能なデータ形式によることとする。

(イ) 審査支払機関と保険者の間のレセプトの提出及び受領の完全オンライン化（厚生労働省）

遅くとも2011年度当初からの原則オンライン化が円滑に実現するために、原則書類と定められている審査支払機関と保険者との間のレセプトの提出・受領について、電子媒体及びオンラインによる提出・受領を2006年度から可能とする。また、完全オンライン化に向けて、関係者への通知・周知等を徹底する。なお、審査支払機関及び保険者が電子媒体又はオンラインで提出及び受領するレセプトは、全項目が分析可能なデータ形式によることとする。

(2) レセプトの完全オンライン化への円滑な移行の奨励（厚生労働省）

診療報酬請求等においてレセプトと同様に提出されている書類（増減点連絡

書、請求内訳表等)のオンライン化に向けた検討を 2006 年度中に行い、オンライン提出の利便性の向上に向けた取組を進める。

- (3) レセプトコンピュータへの標準コードの搭載 (経済産業省)
医療機関等におけるオンライン化に伴うシステム導入・改変が適正な価格で行われるよう、2006 年度に重点的に指導し、遅くとも 2010 年度までに販売される全てのレセプトコンピュータに標準コードを標準搭載化させる。
- (4) 診療報酬体系の簡素化・電子化 (厚生労働省)
2008 年度当初までに、コンピュータ処理及びレセプトデータの有効活用に適した電子的な診療報酬点数表を整備するため、2006 年度中に暫定版を作成し、2007 年度から暫定版の見直しのための議論を開始する。
- (5) レセプトデータの学術的・疫学的利用の推進 (厚生労働省)
レセプトデータの学術的・疫学的利用や、医療政策への活用を可能とするために、全国規模でレセプトデータ収集を行うための方策について検討を進め、2008 年度までに全国規模でのレセプトデータ収集・解析のための体制を構築する。
- (6) オンラインネットワークを活用した診療窓口での被保険者名簿への即時照会システムの構築 (厚生労働省)
2011 年度当初からのレセプトの原則オンライン化の時期とあわせ、被保険者が医療機関で受診した際に、医療機関が被保険者資格を即座に確認するために、オンラインで保険者によって管理される被保険者名簿への照会が出来るよう、必要な取組を推進する。

④ 医療におけるより効果的なコミュニケーションの実現

遠隔医療を推進し、高度な医療を含め地域における医療水準の格差を解消するとともに、地上デジタルテレビ放送等を活用し、救急時の効果的な患者指導・相談への対応を実現する。

【具体的施策】

- (1) 遠隔医療における医療機関間の連携強化と診断支援の推進 (厚生労働省、経済産業省)
脳卒中等をケーススタディとして、高度な手術支援や画像診断支援等における動画像等の送受信について、実フィールドでの実証実験に向け、標準的に送受信が必要な項目及び画像診断等の標準的な業務手順の策定等を 2006 年度から実施する。なお、がん治療に関しては、国立がんセンターに 2006 年度中に「がん対策情報センター (仮称)」を設置し、病理診断、画像診断の「遠隔コンサルテーション」に対応するなど、がん診療連携拠点病院の診断支援を実施する。
- (2) 地上デジタルテレビ放送を活用した医療サービスの推進 (総務省、厚生労働省)
2006 年度から開始された携帯受信サービス (ワンセグサービス) や 2008 年度から開始が見込まれるサーバー型放送等の地上デジタルテレビ放送の高度な

機能を、医療分野の利便性向上に活用し、救急車依頼時や小児救急医療における医療サービスの質の向上を図るため、2007年度までに実証実験を実施する。

- (3) 医療機関におけるユビキタスネット技術の活用（総務省、厚生労働省）
医薬品の取り違えによる医療事故の防止へのユビキタス技術の活用を目指し、2006年度中に医薬品コードの体系を決定し、コード表示の導入を図る。また高度な医療安全や業務の効率化への電子タグ等ユビキタスネット関連技術の活用に関し、シンポジウム等を通じて医療機関等に対する普及啓発を図り2010年度までに推進する。

1. 5 世界一便利で効率的な電子行政

－オンライン申請率50%達成や簡素で効率的な政府の実現－

① 利便性・サービス向上が実感できる電子行政の実現

国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とするなど、利便性・サービス向上が実感できる電子行政（電子政府・電子自治体）を実現する。"

【具体的施策】

(1) 申請・届出等手続におけるオンライン利用の促進

(イ) 主要3分野におけるインセンティブ措置の検討（法務省、財務省、厚生労働省）

オンライン利用促進対象手続のうち、主要3分野（登記、国税、社会保険・労働保険）の手続については、効果的なインセンティブの付与等の措置について制度改正を含め精力的かつ具体的に検討を行い、2006年中に結論を得る。

(ク) 公共分野におけるICカードの導入のあり方等の検討（内閣官房、総務省、厚生労働省及び関係府省）

国・地方公共団体に対する申請等手続のほか、医療・介護・年金等の公共分野において、ICカードによる安全で迅速かつ確実なサービスの提供を推進するため、関係府省の連携の下、導入のあり方等について2007年夏までに検討を行い、結論を得る。

(2) 公的個人認証サービス・住民基本台帳ネットワークの利用・活用の推進

(ア) 公的個人認証サービスの利用・活用の推進（総務省及び全府省）

公的個人認証サービスに対応したオンライン行政手続の増加を図るとともに、原則として2006年度までにe-Govに整備する窓口システムの利用に伴う各府省の電子申請システムの見直しや改善を行う。また、2006年度中に、電気、ガス、医療など公益的分野等への公的個人認証サービスの利用範囲の拡大に関する検討に着手するなど、公的個人認証サービスの利用・活用の推進に向けて具体策の検討に着手する。さらに、2006年度において、電子ロッカーや職員認証等の電子申請・届出以外の多面的な活用方法の普及を図る。

1. 6 IT経営の確立による企業の競争力強化
－世界トップクラスのIT経営を実現－

1. 7 生涯を通じた豊かな生活
－全ての人が元気で豊かに活動できる社会の実現－

【基本的な考え方】

我が国においては、世界に類を見ない速度で進行する少子高齢化や要介護者、若年無業者、障害者の社会参加など多様な社会的課題が生じており、ITの適切な活用により、高齢者、障害者、介護者、育児期の親、若年無業者等全ての人が働きたいときに働ける環境や学びたいときに学べる環境の整備により社会参加を促進することが求められている。

ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方であるテレワークについては、近年日本においても導入する企業の増加が見られるものの、欧米諸国に比べた導入の遅れや、労働時間管理に縛られない法制度設計の必要性も指摘されているところであり、産学官の連携の下、テレワークの円滑な導入・効率的運用に資する調査研究や労働者が能力を発揮できるための労働関連制度の整備などにより、効果的な普及促進活動を実施する。併せて、就業・就労に関し、誰もが必要な情報を時間や場所の制約なく一元的に入手し、比較検索できる仕組みを整備・充実させることで、例えば、労働力需給のミスマッチの一層の解消につなげるなど、一人ひとりが適材適所でより創造的な能力を最大の能率で発揮しうる社会を目指す。

また、時間や場所の制約を克服できる e-Learning は、労働者や求職者はもとより、出産・育児・介護等により職業キャリアを中断した者、さらには学生やフリーターなど多様な人々がいつでもどこでも手軽に職業能力の向上や学び直しを行うことを可能とするものであり、利用者ニーズに応じたコンテンツの拡充等により、一層の利用促進を図る。

さらに、様々なサービスを利用するための共通基盤の環境の整備のため、福祉・介護・子育て等の質を向上する情報ネットワーク基盤の整備や介護者等の負荷を軽減する実用ロボット等新たな技術の開発等に積極的な支援を行う。
このような取組を通じて、全ての人が個人の能力を最大限に発揮できる元気で豊かな社会生活を実現することとする。

- ① 2010年までに適正な就業環境の下でのテレワーカーが就業者人口の2割を実現するなど、一人ひとりが適材適所で最大限能力を発揮できる社会を実現

【具体的施策】

(1) テレワークの推進

- (ア) 産学官協働によるテレワークの円滑な導入の推進（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

2005年11月に設立された産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」と連携し、団塊世代・高齢者、女性等の再チャレンジを含め、多様な就労環境の整備に資するよう、複数の事業者等が共同で利用可能なモデルシステム（事業規模やニーズに対応した安価かつ情報セキュリティが確保された標準システム）を検討する。また、テレワークの一層の普及のため、テレワークの導入効果等に関するセミナーの開催、各種ガイドブックや在宅勤務の健康面・

業務面への影響等の調査結果の周知・広報等を実施する。

- (ウ) 労働者が能力を発揮するための労働関連制度の整備（厚生労働省）
近年の就業形態・就業意識の多様化等に対応し、労働者が生活時間や健康を確保しつつ能力を発揮できる働き方を実現するため、労働関連制度について、自律的労働時間制度、裁量労働制を含めその在り方について 2006 年度中に結論を得、必要な措置を実施する。

- (エ) 国家公務員テレワークの推進に関する制度等の環境整備（内閣官房、人事院、総務省及び全府省）

各府省においては勤務状況等に応じ、対象とすべき範囲の検討、推進体制の整備、課題の抽出・整理等のための試行実施、本格実施に向けた全体的な検討・導入スケジュール等、テレワーク推進に向けた具体的取組を拡大し、2006 年度末に取組成果の検証を行い、2007 年度以降の実施方策を明確化する。また、人事院、総務省においては、引き続き公務員の裁量労働制その他テレワークに資する制度環境の整備の検討を行う。なお、必要に応じて関係省庁連絡会議を活用する。

(2) 障害者の在宅就労支援

- (ア) 在宅就業障害者支援制度の創設等（厚生労働省）

障害者の職業的自立の促進のための措置の一環として、改正障害者雇用促進法において、障害者の多様な働き方の選択肢の一つとして、2006 年中に在宅就業障害者支援制度を創設し、在宅就業障害者の就業機会の拡大を図る。また、企業が在宅勤務障害者の雇用管理・業務管理を行う在宅勤務コーディネータを配置することについて、障害者雇用納付金制度に基づく在宅勤務コーディネータ助成金を支給することにより、在宅勤務の形での障害者の雇用機会の拡大を図る。

- (イ) 度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）（厚生労働省）

在宅の障害者の就労を支援するため、2006 年度より、バーチャル工房支援事業を障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として位置づけ、全国で実施可能なものとすることにより、バーチャル工房利用者の増加を図る。

(3) 求人・求職活動や起業支援

- (ア) 求人・求職のマッチング支援（厚生労働省）

全国の民間職業紹介事業者や公共職業安定所等が保有する求人情報を、インターネットや携帯電話を利用して誰もがどこからでも容易に入手し、一覧、検索できる官民連携ポータルサイト「しごと情報ネット」について、2006 年度中に、利用者ニーズを踏まえて提供求人情報等の充実を図る。

また、労働力需給のミスマッチの解消による潜在的労働力の一層の活用を図るため、「労働市場情報提供事業」において、総合的雇用情報システムの情報に詳細な分析を加え、求人者・求職者双方にとって役立つ情報として定期的に広く提供を行う。

- (イ) 女性の再チャレンジ支援

b) 女性の再就職・再就業支援の充実（厚生労働省）

子育てする女性に対する再就業支援の充実の観点から、2007 年度に、起業に関する様々な情報提供等、起業を目指す女性を支援する専用サイトを創設する。また、Web 上で再就職に向けた具体的な取組計画を作成しながら基礎知識を習得できる e-Learning プログラムの開発・提供や在宅就業者が自己の職業能力を積極的にアピールするための PR シート作成システムの運用を行う。

② 2010 年度までに I T を活用した生涯学習の受講者率を倍増

【具体的施策】

(1) e-Learning 等を活用した能力向上

(イ) 職業能力開発情報を総合的・体系的に収集・提供する体制の充実（厚生労働省）

労働者が適切な職業能力開発を行えるよう、e-Learning 講座に関する情報など職業能力開発に関連する情報に容易にアクセスでき、入手できるポータルサイト「キャリア情報ナビ」について、労働者や求職者はもとより、例えば出産、育児、介護等により職業キャリアを中断した者など多様な働く者向けの情報を分かりやすく整理するなど情報提供等の内容や質について、利用者の立場に立った充実を図る。

③ 地域で支える福祉・介護・育児の基盤整備と少子高齢社会を支える新たな技術の開発

【具体的施策】

(1) 福祉・介護・子育て支援における I T 活用のための基盤整備

(ア) 福祉・介護サービス関係者及びサービス利用者が共に利用できる安全な情報ネットワーク基盤の整備（厚生労働省、総務省、経済産業省）

I T を活用した効果的で効率的な福祉・介護サービスの実現に向け、福祉・介護のサービス提供に関する情報を関係者が共有し、利用者も自らのサービス利用状況を把握することができる安全なネットワーク基盤を 2008 年度までに整備する。このため 2006 年度において、安全なネットワーク技術の開発（前掲 1. 1 「IT による医療の構造改革」②（1）（イ）参照）を行うとともに、ネットワーク及びデータの収集・利用・保管方法について検討し、結論を得る。

(イ) 福祉・介護サービス関係者やサービス利用者の厳格な本人確認方法の実現（厚生労働省及び関係府省）

福祉・介護サービス提供業務に携わるスタッフやサービス利用者の本人確認のための IC カードの活用について、公共分野における IC カードの導入のあり方等の検討（前掲 1. 5 「世界一便利で効率的な電子行政」①（1）（ク）参照）と連動しつつ、2007 年夏までに検討を行い、結論を得る。

(ウ) 福祉・介護サービスにおける手続きや業務記録の電子化（厚生労働省、経済産業省）

福祉・介護サービスの利用及び資格更新に伴う申請や申し込みなど、福祉・介護サービスに関わる主要な手続き全てにおけるITの活用について2006年度中に結論を得、導入を促進する。また福祉施策に関する業務の効率化、サービスの質の向上・地域差解消のためのIT活用方策及びサービス提供記録の電子的作成・管理の方策について2007年度中に結論を得、導入を促進する。その際、居宅サービスや施設サービスの現場におけるデータ入力等に適した機器の開発及び効率的な情報の交換や共有を行うためのソフトウェアの開発の必要性も考慮する。

また、手続きや業務記録の電子化に先駆けて、2006年度から福祉・介護サービスに関する用語・コードの標準化を進める。標準化にあたっては、既に取り組みが進んでいる医療分野の標準用語・コードとの整合性の確保のための検討を行う。

(エ) 福祉・介護関係者の情報活用促進（厚生労働省）

福祉・介護関係者の情報やITを活用する能力を高めるため、福祉・介護に関連する国家資格に係る養成課程にIT・情報教育の導入等を進めることとし、2007年度中に具体的な方策について結論を得る。

(オ) 国民の満足するサービス提供のための情報の提供・開示の強化（厚生労働省）

福祉・介護に関する信頼できる情報の提供・活用とサービスの透明化をさらに進め、制度の理念が国民全体で共有されることを目指し、介護における介護サービスの情報の公表制度の取り組みを推進していくとともに、介護予防、自立支援、地域ケア等に関する情報及び福祉のサービス提供者の開示する情報や統計データを充実させる。また、これらの情報が民間事業者等にて高度に活用され、信頼できる情報が国民に提供されるための方策を検討し2007年度までに結論を得る。

(カ) 介護予防、要介護状態の悪化防止のための介護保険情報の積極的な活用（厚生労働省）

不適正な請求の排除に加え、標準的なケアや介護予防の推進、要介護状態の悪化防止など、適切で質の高い介護サービスのあり方を導き出すための介護レセプトやサービス提供記録等の分析を全国規模で行い、その結果を利用者、保険者、都道府県さらには介護サービス提供者等へ提供する。このための具体的方策、推進計画について検討を行い、2006年度中に結論を得る。

(2) 少子高齢社会を支える新たな技術の開発

(ア) 実用的なロボット技術の開発（経済産業省、厚生労働省、総務省）

介護者にとって身体的負担の大きい場面での支援など、福祉・介護の現場において利用者及びサービス提供者の負担を軽減するロボット技術の開発を行うとともに、効果的なシステムを福祉・介護サービスにおける助成や給付の対象とすること等具体的な活用のあり方に関する検討を2010年までに行う。

(イ) 情報家電等を活用した生活支援システムの推進（経済産業省、総務省、厚

生労働省)

高齢者・障害者の自立した生活を支援する情報家電や各種センサーを活用した生活支援システムの開発と普及を推進するため、機器間の相互接続性、運用性を確保する共通基盤技術の確立に取り組むとともに、2007年度までに効果的なシステムを福祉・介護サービスにおける助成や給付の対象とすること等の検討を行う。

2. IT 基盤の整備

2. 1 ユニバーサルデザイン化された IT 社会

－誰もが安心して利用でき、その恩恵を享受できる I T 開発の推進－

① 情報アクセス・コミュニケーションのユニバーサル化の実現

2010年度までに、高齢者・障害者・外国人を含む誰もが身体的制約、知識、言語の壁を超えて、安心して生活できるように、平等な情報へのアクセス、自由な意思疎通を実現する。

【具体的施策】

(1) 高齢者・障害者の I T 利用・活用のためのサポートセンター、支援技術・サービス開発等の推進

(ア) 障害者 I T サポートセンターの設置・運営等への支援体制の整備 (厚生労働省)

障害者の I T 技術の利用機会や活用能力の格差の是正を図り、社会参加を一層促進するため、障害者の I T 活用を総合的に支援する「障害者 I T サポートセンター」の設置・運営やパソコンボランティアの養成・派遣などを実施する都道府県に対し、2006年度も継続的に支援を行う。

(2) 高齢者・障害者を含めた全ての人にとって使いやすい IT 製品・サービス等の開発・提供

(イ) 視聴覚障害者情報提供施設が提供する文字情報の音声化の推進等 (厚生労働省)

視覚障害者が I T を活用して情報を入手できるよう、点字図書館において、2010年度までに毎年 1000 タイトル以上の録音図書を制作する。また、聴覚障害者が I T を活用して情報を入手できるよう、手話通訳・要約筆記・字幕付与等の方法により情報提供を行う聴覚障害者情報提供施設の全国展開を図る。